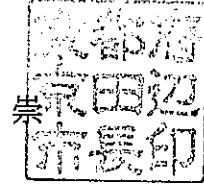


京 農 政 第 4 1 6 号
令和6年（2024年）12月5日

京田辺市農業委員会
会長 澤田 康夫 様

京田辺市長 上 村



「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」への回答について

令和6年11月22日付けで提出された意見書につきまして、別紙のとおり回答します。

京田辺市経済環境部農政課

TEL 64-1362

京田辺市農業委員会

「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」への回答

(意見事項)

1 農地等の利用の最適化の推進について

(1) 担い手への農地の集積・集約化に関すること

(回答)

京都府農地中間管理機構を介した農地集積については、地区連絡会議などを通じて、地域の農業委員等と連携し、進めてまいります。また、京都府及び(一社)京都府農業会議への要望等についても、貴会と連携し、進めてまいります。

(2) 遊休農地・荒廃農地の発生防止・解消に関すること

(回答)

各地域の遊休農地等については、これまでから耕作農地として再生する取り組みへの支援を行っており、利用権設定について、農用地利用集積計画の運用を通じて推進しているところです。また、必要に応じて、地域の農業委員とも連携し、農地の状況を確認しています。

耕作放棄地解消事業については、事業を活用する農業者自体が少数であるため大幅な増額は困難であります。地域で取り組む農地保全に係る活動については、主に国の制度を活用し、推進しています。

今後も、貴会と協力し荒廃農地の解消等に取り組んでまいります。

(3) 新規就農者の参入に関すること

(回答)

新規就農者については、国の新規就農者育成総合対策事業の活用における就農計画への指導などを通じて、京都府農業改良普及センターや京都やましろ農業協同組合とも連携し、伴走支援を行っています。

今後も、関係機関と連携し地域の協力も得ながら新規就農者の育成に努めてまいります。

(意見事項)

2 農業振興対策について

(1) 担い手の確保・育成に関すること

(回答)

認定農業者には、これまでから農業用機械等の購入等を支援するとともに、認定農業者等協議会を開催する中でご意見をお聞きし、研修事業なども実施しています。

今後も、京都府などの関係機関と連携し、担い手の育成を行い、支援を強化するとともに、制度の周知啓発にも努めてまいります。

(2) 女性農業者等の育成・確保について

(回答)

女性農業者の活躍の推進につきましては、地域の意見を聞く中で、京都府やJA等関係機関とも連携し、その方法などについて検討してまいります。

(3) 地域特産物の育成と地産地消に関すること

(回答)

本市域の気候や風土に適し、販路も確保できる新たな農作物の研究・普及活動については、京都府農業改良普及センターや京都やましる農業協同組合が取り組んでいます。市も、認定農業者の農業経営改善計画や新規就農者の就農計画の認定等を通じて、営農の指導を行っています。

また、地元産農作物の活用や6次産業化の推進については、本市教育委員会と連携して進めるとともに、新たな取組に対する補助金の活用や、生活研究グループ連絡協議会の活動支援などを通じて進めるとともに、市のホームページにおいて特集記事を掲載するなどにより、認知度の向上を図っています。

加えて、ふるさと納税についても、農業振興担当課も返礼品の選考に関わり、地元農作物の活用を推進しています。

(4) 農業生産基盤の整備に関すること

(回答)

本市の農地は、ほ場整備の実施率が3割程度であり、将来に向けての農地の維持・保全には基盤整備事業の推進が重要であると認識しており、これまでから、貴会や京都府とも連携しながら、地域での話し合いに参加し、国や京都府の事業の紹介も含め、基盤整備事業の実施に向けた地域の取組を支援してきたところです。

今後も、関係機関と連携し、各地域での、農地を守るための取り組みを支援してまいります。

(5) 農業振興地域整備計画の総合的な見直しに関すること

(回答)

農業振興地域整備計画については、おおむね10年先を見据えて農業振興を図る地域を定める計画であり、市の都市計画等の上位計画や京都府の農業振興地域整備基本方針、各地域の地域計画との整合や意見の集約を経て、本年11月に、総合的な見直しを完了したところです。

(6) 有害鳥獣対策の強化に関すること

(回答)

有害鳥獣対策については、駆除員を配置し、猟友会に委託して捕獲に努めるとともに、防護柵設置に係る材料費を補助しています。捕獲や処分については、京都府に対しても毎年、支援を要望していますが、市の体制のみでは規模の拡大が困難な状況であり、対策の拡充には、地域の協力が不可欠であると考えています。

今後も、研修会の開催等により被害地域への啓発を図るとともに、ジャンボタニシへの対応を含め、地域ぐるみでの計画的な活動に対する支援を検討してまいります。

(7) 自然災害対策に関すること

(回答)

自然災害等への対応については、これまでから、発生時には京都府農業改良普及センターや京都やましる農業協同組合と連携して被害状況を確認するとともに、復旧につきましても、国や京都府と連携し、支援しています。また、盗難被害についても、田辺警察署とも協議し、庁内の関係部局とも情報共有を行うとともに、注意喚起のチラシを配布したところです。

今後も、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

(8) 小規模農業者等への支援施策に関すること

(回答)

小規模な農業者を含めた個別の農業者については、認定農業者を中心に様々な支援施策を実施しており、加えて、京都府農業改良普及センターなどの関係機関とも連携し、ソフト面での支援も行っています。

今後も、地域の声も聞く中で、必要な支援の実施を進めてまいります。

(9) 各区農家組合への支援について

(回答)

各地域の農家組合につきましては、毎年2回、代表者を集めた会議を行い、情報提供などを行うとともに、補助金を交付しています。また、中山間地域等直接支払交付金は4地区、多面的機能支払交付金は8地区で取り組まれており、令和7年度には9地区に増える見込みです。今後も、様々な機会を通じて、制度の周知を図ってまいります。

(10) JA京都やましろへの支援について

(回答)

JA京都やましろにつきましては、毎月、技術者協議会等を通じて情報共有を図るとともに、様々な事業の推進について、連携して取り組んでいるところです。今後も、JA京都やましろとの連携を推進してまいります。

(意見事項)

3 農業委員会の活動に対する支援について

(1) 農業委員会の機能強化に関すること

(回答)

農業委員会の機能強化のため、市としても、委員の選定について協力するとともに、農地法違反事例等については、農業委員会と連携して対応してまいります。また、人員配置についても、適正な配置に努めてまいります。

(2) 農業委員会と市との連携強化に関すること

(回答)

地区連絡会議については、農業委員等と京都府農業会議の現地推進役の現地活動拠点であると理解しており、その活動については、農業委員会だより等でも周知を図られているところですが、今後、地区連絡会議を、市が主体的に進める地域計画や農業振興地域整備計画の定期的な見直しの場として活用することなどについても検討するとともに、貴会と連携して、周知の方法についても検討してまいります。